最終更新日：2015年3月2日

協立情報通信株式会社
代表取締役社長　佐々木　茂則
問合せ先：管理部　03-3434-3141
証券コード：3670
http://www.kccnet.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業としての社会的責任の遂行と企業価値の向上を目指し、経営上の組織体制や規程・マニュアル等の仕組み及び内部統制の整備を進め、コーポレート・ガバナンスの強化を図ってまいりました。また、株主及びその他ステークホルダーの利益を尊重するという責務を果たすためにも、健全かつ効率的で透明性のある経営体制及び内部統制システムを整備・構築することが、経営の最重要課題の一つであると位置づけております。そのため、さらなる法令遵守の徹底や職務権限の明確化、適時開示の体制を構築するとともに、監査役監査や内部監査の機能強化を図ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日茂株式会社	370,488	30.87
佐々木　茂則	362,773	30.23
株式会社SBI証券	39,500	3.29
佐々木　綾子	32,109	2.68
久野　武男	9,900	0.83
佐々木　そのみ	7,830	0.65
横山　友亮	7,100	0.59
石井　靖二郎	7,100	0.59
佐々木　道人	6,900	0.58
SMBC日興証券株式会社	6,800	0.57

支配株主（親会社を除く）の有無	佐々木　茂則
親会社の有無	なし

補足説明

特にございません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	2 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と支配株主との取引につきましては、一般の取引条件と同様に適切な条件による取引を基本方針とし、取引内容及び条件の妥当性については当社取締役会で審議の上、取締役会決議をもって決定しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にございません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	4 名
社外取締役の選任状況	選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役、会計監査人及び内部監査室が緊密な連携を保つため、定期的に会合を開催するなど積極的に情報交換を行い、監査の有効性、効率性を高めております。
具体的には、内部監査室が作成する年度監査計画に基づき、必要に応じ、内部監査室の実査等に同行し、監査報告書が確実に監査役会に提出
されるようにするとともに、内部監査の方法、内部監査結果、リスク管理、コンプライアンス等に関する意見交換を随時行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中林　博	他の会社の出身者													
土家　瑞生	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者

f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中林　博	○	―――	これまでの職歴として企画部門、管理部門を経験した他、取締役及び常勤監査役として従事してきており、財務・会計に関する相当程度の知見を有すると共に、監査に関する幅広い知識と経験を有していることから、当社の監査役として適任であると判断しております。また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反の生じるおそれがないため、独立役員として指定し、届出ております。
土家　瑞生		―――	これまで、都市銀行、シンクタンクでの取締役、前職で監査役に従事しており、財務・会計や経営、法律等に関する相当程度の知見を有すると共に、監査役として会計監査並びに業務監査の経験を有していることから、監査役として適任であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

特にございません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度の導入により、会社経営、業績向上、株主還元に対する意識と責任を高めることで、結果として企業価値の向上を図っております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社では、会社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とするため、当社の取締役及び上場及び当社の事業に貢献した従業員に対し、付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員報酬の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示はしておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬につきましては、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、役付、会社業績、前年度の業務執行、及び今年度の役割期待等を勘案し、取締役会で決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役を補佐する部署及び担当者は特に設けておりませんが、社外監査役2名の内、1名が常勤監査役であるので、常勤監査役から月１回開催している定例監査役会にて、監査役監査調書を基に他の監査役に報告し連携をとることによって、社外監査役間で認識の共有はできております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

取締役会においては、定款や法令で定められた事項のほか、経営に関する重要事項についての審議・決定を行い、月１回の定時取締役会開催に加えて、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しております。また、取締役及び執行役員、事業部長、監査役などが出席する経営会議を毎月１回開催しており、経営に関わる重要事項の協議や進捗状況の報告、出席者相互の情報交換を通じて、業務執行上の意思疎通の円滑化を図っております。
監査役会は、監査役3名により構成されており、うち２名は社外監査役であります。
各監査役は、取締役会及び社内の重要な会議への出席、取締役からの報告、資料の閲覧などを通して、取締役の業務執行を監査しております。
会計監査人は、有限責任監査法人トーマツであり、会計監査業務を執行した公認会計士は指定有限責任社員　業務執行社員　水野雅史氏及び指定有限責任社員　業務執行社員　澤田修一氏です。両氏とも有限責任監査法人トーマツに所属しております。会計監査業務に係る補助者の構
成は公認会計士３名、その他が４名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は、健全かつ効率的で透明性のある経営体制の確保のため、監査役設置会社という形態のもと、監査役・監査役会による経営の監査を行う体制を確立するとともに、執行役員制度を導入しております。
取締役会による「決定・監督機能」と、執行役員による「業務執行機能」を分けることにより、意思決定の迅速化・効率化を図るとともに、業務執行機能強化・業務執行責任の明確化を進めております。
なお、社外監査役を2名体制（うち１名を常勤監査役）とすることで、経営監視が十分に果たされているため、社外取締役を選任しておりません。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は2月決算であり、株主総会集中開催日は特段ないものと認識しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページのIRサイトに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1回の投資家向け説明会を予定しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回以上の説明会を予定しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料、各種説明会資料、有価証券報告書及び四半期報告書を当社ホームページのIRサイトに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理部が中心となり対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「企業倫理綱領」において、利害関係人の立場を尊重する旨を定めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、顧客、株主、従業員等、当社のステークホルダーに対して、適時適切に会社情報を提供することが重要であると認識しております。決算説明会の実施や、決算短信ほか適時開示資料の当社ホームページでの掲載を通じ、ステークホルダーに情報発信しております。
その他	＜女性の活躍の方針・取組に関して＞ 現在、当社には女性役員はおりませんが、女性社員が全社員の約40%を占めており、採用・昇進に関しての性別による区別はなく、能力や成果に応じた評価を行っております。また仕事と育児の両立ができるよう職場環境を整備しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、以下のとおり、内部統制システムの基本方針を定めます。当社は、この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、不断の見直しによって改善を図り、より実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めます。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)取締役及び使用人が、法令及び定款を遵守し、高い倫理観をもって行動するよう「企業倫理綱領」、「企業行動規範」及び「コンプライアンス規程」を定める。
(2)コンプライアンスとリスク管理を総合的に推進するために「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、管理部担当取締役をコンプライアンス総括責任者として、コンプライアンスを推進する。
(3)取締役及び使用人からのコンプライアンスに係る申告等に応じる窓口を設置し、適切な運用を図り、法令違反行為またはそのおそれのある事実の早期発見に努める。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)リスク管理については「経営危機管理規程」に定め、企業活動全般に係る個々のリスクの識別・分類・分析・評価・対応を行うため、「リスク・コンプライアンス委員会」でカテゴリー毎にリスク管理責任者を決定し、リスク管理の推進・強化を図る。
(2)「リスク・コンプライアンス委員会」は、会社の事業に関する重大なリスクを認識したとき、または、重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかに内部統制委員会にその状況を報告するとともに、特に重要なものについては、取締役会および監査役会に報告する。
(3)大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、社長を本部長とし、「経営危機対策本部」を設置し、必要な対策を講じる。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)取締役会は、毎月1回開催し、関係法令、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき、経営に関する重要事項についての決定を行うとともに、取締役は、職務の執行状況について適宜報告する。
(2) 取締役会で決定された年間予算の進捗状況については、取締役会で監督するほか、原則として毎月1回開催する「経営会議」で報告を受け、要因分析と改善策の検討を行う。
(3)取締役会の決定に基づく業務執行は、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に、その執行者や手続きについて詳細に定める。

4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1)株主総会及び取締役会等の重要会議の議事録、稟議書及び各帳票類等の重要書類は、「文書管理規程」に従い適切に保存・管理する。
(2)情報のセキュリティ管理に関しては、「情報セキュリティ管理規程」及び「内部情報管理規程」を定め、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1)監査役が監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は監査役と協議の上、使用人を当該使用人として指名する。
(2)監査役が指定する補助すべき期間中については、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されるものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況及び内部統制の状況、重要な委員会の活動等について報告を行う。
(2)主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監査役の閲覧に供する。
(3)監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会に出席するほか、必要と認める重要会議に出席できる。

7. 財務報告の信頼性を確保するための体制
代表取締役を最高責任者とした財務報告に係る内部統制システムを構築・運用し、金融商品取引法その他法令に基づき、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価・維持・改善を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)「企業倫理綱領」、「企業行動規範」に従い、反社会的勢力とは一切の関係を持たない。
(2)新規取引を開始する場合、反社会的勢力に関する担当部署である総務グループで反社会的勢力との関与の有無を十分に調査し、調査の結果、反社会的勢力との関与が認められた場合、または関与の可能性があると判断された場合は、取引を開始しない。
(3)反社会的勢力から接触があった場合は、「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力対策マニュアル」に従い、管理部担当取締役を総括責任者、管理部総務グループ長を対応責任者とし、所轄警察、顧問弁護士とも緊密な連携を図り、迅速かつ組織的に毅然と対応する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

1　コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、健全かつ効率的で透明性のある経営体制及び内部統制システムを整備・構築することが、経営の最重要課題の一つであると位置づけております。そのため、法令遵守の徹底や職務権限の明確化、適時開示（タイムリーディスクロージャー）の体制を構築するとともに、監査役監査や内部監査の機能強化を図ってまいります。

2　企業統治の体制及び内部統制システムの整備の状況

当社は、株主総会、取締役会、監査役会を設置するとともに、経営全般に関する重要方針を協議するための経営会議、内部統制委員会、リスク・コンプライアンス委員会、内部監査室を設置しております。

〔取締役会〕

取締役会は、取締役4名により構成されており、月1回の定時取締役会開催に加えて、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しております。取締役会では、定款や法令で定められた事項の他、経営に関する重要事項についての審議・決定を行っております。

〔監査役会〕

監査役会は、監査役3名により構成されており、うち2名は社外監査役として監査役会を組織しております。各監査役は、取締役会及び社内の重要な会議への出席、取締役からの報告、資料の閲覧などをとおして、企業経営やコンプライアンスについて専門的な見地から随時意見及び質疑を行い、経営監視を行っております。

〔経営会議〕

経営会議では、取締役、執行役員、事業部長、監査役等が出席し、毎月業績の進捗に関する報告・協議の他、会社経営全般に関する重要な方針や取締役会付議・報告事項等、経営に関わる重要事項について協議を行うとともに、出席者相互の情報交換を通じて、業務執行上の意思疎通の円滑化を図っております。

〔内部統制委員会〕

内部統制委員会は、取締役全員で構成され、社長が委員長となり3ヵ月に1回以上開催し、取締役会が決定した基本方針に基づき、内部統制の体制の整備を行うとともに、運用状況を評価し、その改善を図っております。

〔リスク・コンプライアンス委員会〕

当社は、法令遵守及び倫理維持（コンプライアンス）を業務遂行上の最重要課題の一つとして位置づけており、全社的にコンプライアンスを推進するために総括責任者や総括部署及び各部署にコンプライアンス責任者を設置しております。

リスク・コンプライアンス委員会はコンプライアンス総括責任者、コンプライアンス責任者、内部監査室長等が出席し、定例委員会を3ヵ月に1回以上開催し、内部統制委員会の下部組織としてコンプライアンス及びリスク管理に関わる諸問題を討議し、改善活動に繋げています。

また、必要に応じて顧問弁護士等を招聘し、助言を受ける体制を構築しております。

【コーポレート・ガバナンス体制の模式図】

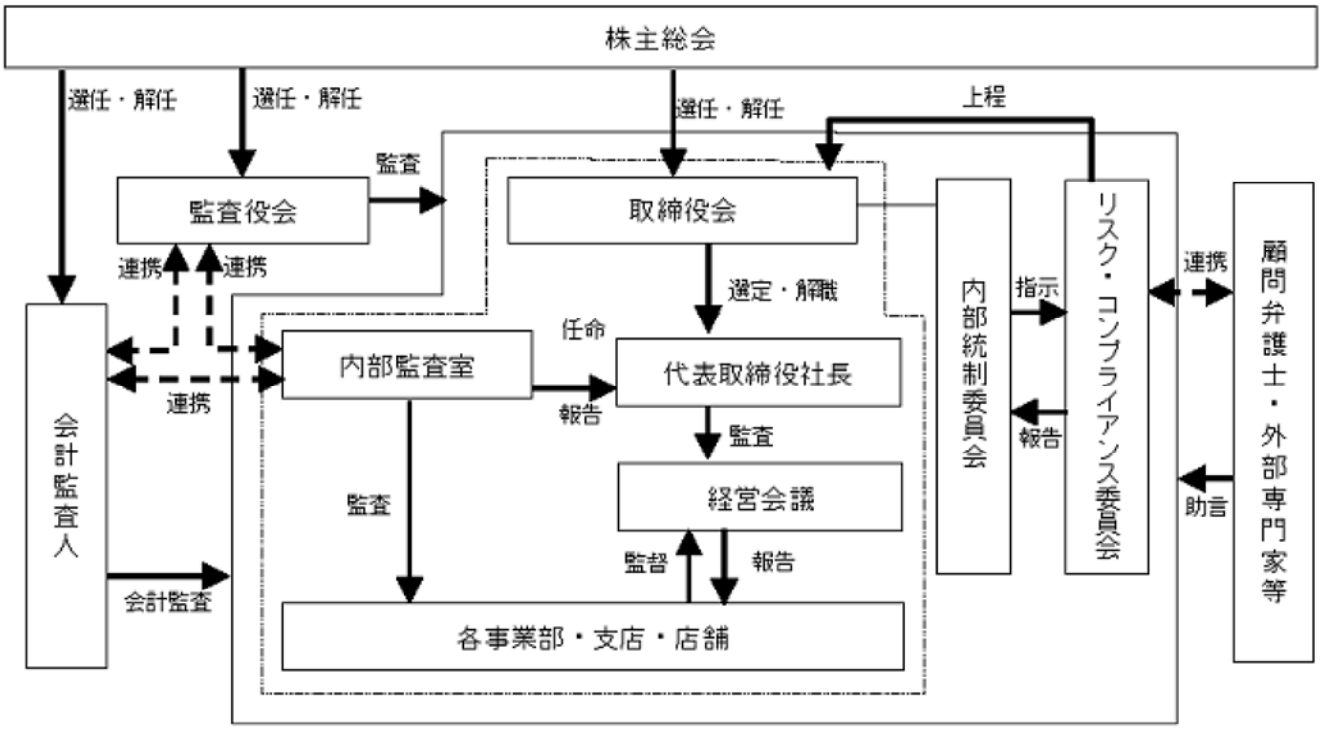

【適時開示体制の模式図】

